

環境社会学における正義論の基本問題

—環境正義の四類型—

池田 寛二

(法政大学)

環境社会学には環境のいかなるあり方をもって正義に適っていると判断すべきかに関するいくつかの背後仮説が潜在している。しかし、これまで、それらが明示的に捉えられ検討されることはほとんどなかった。本稿は、既存の正義論の系譜を参照しながら、従来の環境社会学に暗黙裡に埋め込まれていた環境正義論を四つの類型に分けて析出し、それぞれの特徴と課題を明らかにしようとするものである。まず、あらゆる正義と同様、環境正義も社会の中で予め合意されている規範の根拠ではなく、正当化をめぐる対立や紛糾の契機となる争点を通してしか捉えられない規範の根拠であるという前提に立って、いかなる争点からどのような環境正義が社会の中で構築されるかを検討する。その結果、(1) 正当化の社会的基盤の多様性・複数性および人間社会から生態系への正当化基盤の外延性の可否に関わる争点を契機として構築される環境正義、(2) 環境による便益と損害の分配における数量的差異という争点を契機として構築される環境正義、(3) 環境による便益と損害の分配における社会的公正という争点を契機として構築される環境正義、(4) 法規範の実効性と不正義の是正可能性という争点を契機として構築される環境正義という四つの類型を析出する。

次に、既存の正義論を参照しながら、環境社会学においてこれらの環境正義を捉える視点を示す。その結果、第1の環境正義を捉えるには、環境正義と社会の正義との予定調和を前提として多元的なコミュニティに内在する個別主義的な正義にのみ視野を限定するべきではなく、多元的な諸コミュニティに横断的に適用可能な普遍主義的な公共性の正義論を志向する視점에立つ必要があること、第2の環境正義を捉えるには、功利主義的正義論の視点を批判的かつ慎重に内在化すること、第3の環境正義を捉えるには、分配正義の視点を組み込むこと、第4の環境正義を捉えるには、「受動的な不正義」の是正としての環境正義という視点の導入が不可欠であることを説く。最後に、「中範囲の規範理論」としての環境正義の社会学理論の課題を展望する。

キーワード：公共性の環境正義、功利主義的環境正義、分配正義としての環境正義、受動的な不正義の是正としての環境正義、中範囲の規範理論

1. 本稿の課題：環境社会学と環境正義

1.1. 正当化と正統化

社会の中で環境が争点化される時、そこでは多くの場合、正当化 (justification) という次元の問題と正統化 (legitimization) という次元の問題が混在している。環境のあり方に関して、人々が正しいと考えることを実現しようとするのは正当化である。だが、人々が環境に関して正しいと考えることは、一つの社会の中で常に一致するとはかぎらない。争点となる環境との関わ

池田：環境社会学における正義論の基本問題

り方によって、ある個人や集団や社会層が正しいと考えても、他の個人や集団や社会層は正しくないと主張する場合の方がむしろ一般的であろう。そして、後者は別の正しさを主張するであろう。誰もが正しいことを主張するが、正しさの中身はそれを主張する個人や集団や社会層によって異なっていて、時としてそれぞれに正しいとされる主張が対立することになる。そのような正当化をめぐる対立が権力関係によって統御され、一定の正しいとされる言説が社会の中で支配的な言説として承認される過程が正統化である⁽¹⁾。

環境社会学においては、これまで正当化と正統化とは必ずしも明確に区別されてこなかったように思われる。だが近年、環境社会学者の間で次のような問題が提起されている。すなわち、ある環境に関して、開発推進の立場にせよ保護推進の立場にせよ外部から何らかの介入が行われ、地域住民がそれに対立し抵抗する行動をとった場合、常に住民の立場や行動が「正しい」と言えるのか否かという問題提起である⁽²⁾。このような問いは、結果的に正統化の次元にも抵触するとはいえ、基本的には正当化の次元の問題としてしか応答できない。したがって、環境社会学がこのような問いを正面から受け止めて議論しようとするなら、正当化と正統化を峻別したうえで、まずもって正当化の問題として応答を試みなければならないのである。

1.2. 規範理論としての環境正義論

ところで、正当化の問題とは、すなわち正義 (justice) の問題にほかならない。「ジャスティス」なくして「ジャスティフィケーション」はあり得ないからである。だが、正義とは何かを一義的に明示することは難しい。R. アナンドが言うように、正義とは、「固定した定義を受け容れるようなスタティックな概念ではない。むしろ、正義という一つの概念はないと考えるべきであり、それは人によって、集団によって、国によって、理論家によって異なることを意味する概念と考えるべき」なのかもしれない (Anand, 2004 : 122)。しかし、環境をめぐる人々が正しいと考えることとはいかなることなのかを明らかにするために、正義という概念を限定的に捉えることは可能であり有効だと思われる。

これまで環境社会学では正義の問題は必ずしも積極的に検討されてこなかった⁽³⁾。その一つの原因は、そもそも正義を論じること自体が基本的に哲学や倫理学の守備範囲であって社会学の中心課題ではないという見方が支配的だったという事情に求められるだろう。しかし、今日の社会学においては、「正義の正当性根拠を合理的に説明しようとする」規範理論は、社会学理論の一つの類型としてすでに認知されているうえに、「何をもって正義とするか」という「問いとそれに対する答えを社会学の領域から追放しなければならない理由は毛頭ない」とさえ言われている (厚東・高坂, 1998 : 55)。だとすれば、人間社会と環境との間の相互作用関係を理論的・実証的に解明する社会学の一分野である環境社会学は、社会学の他の分野以上に、環境について人間社会は「何をもって正義とするか」を問い詰める必要に迫られていると考えるべきであろう。

ただし、社会学的規範理論としての正義論は、哲学的ないし倫理学的正義論のように、正義という概念を抽象的な「徳目 (virtue)」として捉える必要はないし、そうすべきでもない。正義とは、少なくとも社会学的には、私たちが社会生活のなかで絶えず見つけ出し、行為の実践のなかで実現する規範の根拠として理解されねばならないものである。社会学的規範理論としての正義論が哲学的ないし倫理学的な純粋の規範理論と峻別されねばならないのは、おそらくここにお

いてであろう。

本稿は以上のような視点に立って、環境をめぐる正義とは何かを社会学の問題として検討し、そのなかから環境社会学が依拠すべき規範理論の特徴を明らかにしようとするものである。

2. 環境正義の構築契機としての四つの争点

2.1. 争点 [1] : 環境正義の社会的基盤と自然的基盤

ここで環境正義というのは、すでに述べたように、環境に関する何らかの抽象的な徳目を意味するものではない。それは、私たち一人ひとりの人間が、日常の社会生活の中で環境との関わり方をめぐって絶えず見つけ出し、社会的行為の実践を通して実現しようとする規範の根拠を意味している。したがって、そのような意味の環境正義は、決してスタティックな概念として定義できるものではなく、現実の社会生活の中から浮上してくる概念として捉えられなければならない。しかも、正義は正当化をめぐる対立や紛糾の中からはしか浮かび上がってこないから、対立や紛糾の契機となる争点を通してしか捉えられない。そこで、まず初めに、環境正義は社会の中でいかなる争点を契機として構築されるのか考えてみよう。

まず、環境正義が構築される契機となる争点は、社会の中での環境の正しいあり方をめぐるクレームの対立や分裂を前提として生じるであろう。同じ社会の中で、ある特定の集団は環境を資源として開発することが正しいと主張し、別の集団は自然として保護することが正しいと主張して双方のクレームが衝突するとき、そこから、それぞれ異なる環境正義が構築されることになる。しかし、同じ社会の中だけにとどまらず、異なる社会との間で、環境の正しいあり方が争点になる場合もある。いずれにしても、社会の内部もしくは諸社会の間で環境の正しいあり方をめぐる争点が浮上すると同時に環境正義が多角的に構築されると考えることができるだろう。

このように考えると、環境正義は社会内部もしくは諸社会間の対立や分裂に応じて多元化・複数化するしかないと捉えられがちだが、必ずしもそうではない。争点が形成されれば、対立や分裂を解消するために規範の根拠とされる新たなより高い次元の正義が構築されることもある。それは、社会の中に争点形成以前から予め内在していた正義とは異なる次元の正義である。B. ベリーのいう自己利益だけでなく対立する相手の利益にも配慮しようとする「相互利益としての正義 (justice as mutual advantage)」とか、特定の立場に偏らない「不偏性としての正義 (justice as impartiality)」といった正義概念は、その典型的な例と言えよう (Barry, 1989)。したがって、環境をめぐる争点が形成されてから合意形成のための規範の根拠として新たに単一の社会を超えて構築される環境正義にも、私たちは目を向けなければならない。

だが、環境正義に特有の問題として、それは人間社会内部における正当性の対立だけでは決着がつかないという異論があり得ることも忘れてはならない。つまり、人間以外の自然あるいは生態系そのものを環境の正しいあり方を正当化する根拠としなければならないという主張である。このような正当性観念はすでに「自然の権利」訴訟によって少なくともアメリカなどで手続き的には実現されているが、人間社会内部において正当化される環境の正しいあり方と人間以外の自然や生態系によって正当化される環境の正しいあり方との間に今なお大きな対立や深い齟齬があ

池田：環境社会学における正義論の基本問題

ることは否定できない⁽⁴⁾。

2.2. 争点 [2] : 便益 - 損害の分配の数量的比較

環境のいかなるあり方をもって正しいとするかという問いが社会にもたらす対立や分裂の原因は、正当化の拠りどころとなる社会の差異、あるいは人間社会と生態系の差異といった直接的な原因にとどまるものではない。

たとえば、人体に対して 100 万分の 1 の確率の発癌リスクをもつ農薬が使用されることによって多くの国民の食料の需要が安定的に保障されているような社会の環境のあり方を考えてみよう。このような環境のあり方はわずかな確率であれ人間の生命と健康を脅かすものである以上正しくないから、即座にその農薬の製造と使用は禁止すべきだという主張があり得る。

あるいは、人体にそのような確率のリスクがあるからには、人間以外の生物と生態系にはもっと深刻な脅威が及ぶ可能性が高いから、人間の生命と健康のためだけでなく、あるいはそれ以上に生態系の安全な存続のためにこそ、その農薬の生産と使用は禁止すべきだという主張もあり得る。

しかし、仮に現在のアメリカ全土の人口を前提としても、その農薬の摂取によって癌を発症する可能性があるのは全人口の 100 万分の 1 に相当するわずか 290 人にすぎず、残りの圧倒的多数のアメリカ人はその農薬によって効率的に生産され供給される食料で栄養と健康を維持できているのだから、このような環境のあり方は正しいのであり、したがってその農薬を禁止する必要はないという主張もあり得る。この例は、環境のあり方は、人間社会の圧倒的多数に便益を保障していても、ごく少数にでも損害が及ぶ場合には、あるいは人間以外の生態系に危害が及ぶ場合には正しくないという主張と、人間社会の中の圧倒的多数に便益がゆきわたってれば、少数に犠牲が及ぶとしても正しいという主張との対立を意味している⁽⁵⁾。

2.3. 争点 [3] : 便益 - 損害の分配の社会的公正

[2] に示した例は、環境のいかなるあり方をもって正しいとするかという問いが、社会の中での便益とその反対の損害の分配のあり方をめぐる価値判断と深く結びついていることを示唆している。だが、それは便益や損害を受ける人間の数の問題にとどまるものではない。環境をめぐる便益と損害を受ける人々がいかなる社会階層に集中的に分布しているかという問題も、数の問題以上に問われなければならないのである。

人種的な多様性が著しく、階層間格差も日本などに比べるとはるかに大きいアメリカでは、主に 1980 年代以降、南部を中心に、環境汚染による被害が有色人種や低所得層の居住地域に集中的に発生しているという事実を「環境をめぐる人種差別 (environmental racism)」もしくは、より一般的に「環境正義」に反する事態として告発し、その是正を主張する社会運動が展開されているが、そこでは環境をめぐる便益と損害の分配が社会階層間で公正に行われていないことが問題にされているのである。その意味で、アメリカから発信された「環境正義」概念は、環境の破壊や汚染による損害の分配正義に関わる、いわば狭義の環境正義として捉えることができるであろう⁽³⁾。

2.4. 争点 [4] : 法規範の実効性と不正義の是正可能性

環境のいかなるあり方をもって正しいとするかという問い、すなわち環境正義への問いに対しては、正しいあり方が社会の中の法や規則として予め定められていることを前提にして、その社会の成員が法や規則を遵守していれば環境のあり方は正しく、違反すれば環境のあり方は正しくないと単純明快に答えることができるかもしれない。だが、実際はそれほど単純でも明快でもない。

まず、法や規則がいつでもどこでも正しいとは限らないという問題がある。環境をめぐる法や規則が真に環境の正しいあり方を保障しているか否かは、それらが施行されてからも、それらの運用過程に即して常に問われ続けなければならないのである。

そのことと関わってさらに重要なことは、法や規則さえ守られていれば環境のあり方は正しく保たれているということも必ずしも言えないということである。環境の破壊や汚染は、しばしば既存の法令や規則を守っている者によって引き起こされてきた。環境に破壊や汚染が生じ、そのために被害を受ける人々が発生したとしても、汚染の原因を生み出した者が「法律は守っている」として責任を免れてきた例は、どこの国でも珍しくない。そして、そのたびに、新しい法律や規則の制定が必要になり、実際に行われてきたのである。

しかし、言うまでもなく、環境をめぐる法や規則が環境の正しいあり方を保障している場合もある。だが、その場合でも、もし法や規則に反する行為に誰もが気づかなかつたり、気づいたとしてもそれに対して何もせず黙認してしまうとすれば、環境の正しいあり方も保障されなくなるであろう。つまり、法や規則が存在しても、それに対する違反行為が社会の中で認知され是正されなければ、環境の正しいあり方は保たれないのである。

要するに、環境に関する法や規則が存在し遵守されさえすれば環境の正しさは自動的に保たれるというわけではなく、それらが実効性を発揮し、それらに照らして正しくないことが社会の中で発見され是正されなければ、環境の正しいあり方はいつまでも不安定な状態にとどまるのである。

以上のように、環境正義は一般に四つの争点を対立の契機として社会の中で構築されると考えられる。では、環境社会学ではこれら四つの異なるタイプの環境正義をどのような視点から捉えればよいのだろうか。

3. 環境社会学における環境正義の捉え方：四つの視点

3.1. 視点 [1] - 1 : 社会の複数性・環境正義の多元性

争点 [1] を契機として構築される環境正義は、環境正義が内包している社会の複数性をどのように考えるべきかという問いを投げかけている。それは、環境社会学が明確にしておくべき最初の、しかも最も重要な問いにほかならない。この問いに対する正義論の解は、大きく二つの系譜に分かれている。一つは、J. ロールズに代表される諸社会に横断的に適用できる普遍的な規範として正義を構想しようとする正義論の系譜である。それは、何よりもまず自由で平等な人格としての個人の自律性を前提とし、あらゆる社会において普遍的に実現されるべき規範として正

池田：環境社会学における正義論の基本問題

義を論じようとしているという意味で、リベラリズムに立脚する普遍主義的正義論と見なすことができる (Rawls, 2001=ロールズ, 2004: 13-14)。

このような諸社会横断的で普遍主義的なリベラリズムの正義論に真っ向から対立する系譜が、M. ウォルツァーに代表されるコミュニタリアニズムの正義論である。ウォルツァーにとって正義の諸原理とは、「それ自体が、多元的な形をしている」のであり、それぞれの社会によって、さらには社会の諸領域によって異なって構築されるものでしかあり得ない。正義とは、所与の社会やコミュニティごとに、さらには諸個人が文化的・社会的なアイデンティティを共有する生活領域ごとに存在する本来的に多元的な規範であって、異なる社会や領域を横断して適用できるような外在的で普遍的な規範ではないというのが、ウォルツァーの正義論の基本的な立場である (Walzer, 1983: 312-314)。それは、コミュニティごとに内在する正義のみを正義と同一視しているという意味で、典型的なコミュニタリアニズムの正義論と見なすことができる。

では、これら二つの正義論の系譜のうち、既存の環境社会学の潮流はいずれに依拠しているのだろうか。この点については、単純な二者択一では割り切れない面がある。ある種のコモンズ論や日本の生活環境主義は、どちらかと言えば後者、すなわちコミュニタリアニズムの正義論に依拠している。アメリカの環境正義運動はコミュニティの正義の実現を主張する場合にはコミュニタリアニズムの正義に依拠しているように見えるが、しばしば基本的な人権の保障 (人種差別の撤廃!) といった普遍主義的な正義にも訴えている。社会的ジレンマ論や受益圏-受苦圏論は、基本的にリベラリズムの普遍主義的な正義論に依拠していると言ってよいと思われるが、被害の社会構造論には、多元的・個別主義的な正義論と普遍主義的な正義論が混在しているように見える。このように、環境社会学の正義理念には二つの系譜の正義論が複雑に入り混じっているため、どちらか一方の系譜に依拠すればよいと簡単に言い切れない。

だが、ここで敢えて強調しておきたいのは、社会学的な環境正義論は、コミュニタリアニズムの多元的な正義論に依拠するだけでは不十分であり、多元的な諸社会に横断的に適用可能な正義論の構想を不可欠な前提としなければならないということである。それは、環境は単一の社会やコミュニティに内在しているわけではなく、複数の多元的な社会やコミュニティを同時に包み込んでいるからであり、したがって環境のための正義は、本来個別の社会の内部だけでは構想できないと考えねばならないからである⁽⁶⁾。

3.2. 視点 [1] - 2: 環境のための正義/環境に対する正義

環境正義を正当化する社会の複数性を考えるとき、もう一つ明確にしておかなければならない問題がある。それは、環境が正義に適っていることと、社会が正義に適っていることとの間にいかなる意味連関を想定することができるかという問題である。環境に破壊も汚染も認められない状態が環境にとって正義に適っている状態だとすれば、それは常にそのような環境の中に存在する人間社会が正義に適っている状態と一致すると言えるのだろうか。

この問題を考えるとき、決して看過できないのは、「ヨーロッパで最初に自然の維持を唱えた国は、ナチス・ドイツだった」という歴史的事実である (Bramwell, 1989=ブラムウェル, 1992: 306)。実際、ナチス・ドイツは、動物の生体解剖を禁止した「動物保護法」、低木や雑木林の保護によって野生生物の生息環境を守ることを目的とした「国家自然保護法」、狩猟を制限

した「国家狩猟法」など、「現代の自然保護の金字塔と言われる」法律を施行した（Ferry, 1992=フェリ, 1994:159-160）。これらの先駆的な自然保護政策が実行されたのが、ユダヤ人という同じ人間を大量に虐殺し人体実験まで行った国家が支配していた社会においてであったという歴史的事実は、環境正義と社会の正義が必ずしも整合的ではないこと、環境正義が社会の不正義によって実現されてしまうことも起こり得ることを私たちに教えてくれている。

このように、環境正義と社会の正義の間にはいかなる予定調和も想定すべきでないとするれば、私たちは、環境正義というカテゴリーをさらに明確に絞り込む必要があるだろう。それは、「環境のための正義 (justice for the environment)」と「環境に対する正義 (justice to the environment)」とを区別することで可能になると思われる。A. ヴィンセントによれば、「環境のための正義」とは、「環境を間接的に益する人間の間正義に焦点を当てる」もので、人間が直接的には「自己利益・選好の満足・自己実現・財産に関する関心」に突き動かされながらも、結果的に、「環境を保護したり改善したりする」という事実を示されるような正義である。それは、基本的に人間社会に内在する正義であり、環境に内在する正義ではない（Vincent, 1998:126=ヴィンセント, 2002:170）。

それに対して、「環境に対する正義」とは、「環境が、（人間社会とは別の）独立した価値をもつものとして、われわれ人間に正しい応答をするよう道徳的に要求する」もので、われわれ人間が、（人間以外の）環境に対して、そのような要求に応答するという「道徳的配慮の義務を負うこと」を意味している。それは、基本的に人間社会以外の環境（すなわち、自然、生態系、動物、植物など）に内在する正義であり、人間社会に内在する正義ではない（Vincent, 1998:126=ヴィンセント, 2002:170）。

環境には人間社会とは異なる独自の正義が存在しているから、私たちは人間社会内部の正義を環境に内在する正義との関係にまで広げて判断すべきだという考え方は、「エコロジカルな正義 (ecological justice)」という概念の前提となっている。それはJ. ベンサムの功利主義にすでに認められた思考様式だが、今日でもなお一部のディープ・エコロジストやP. シンガーのような新種の功利主義者に受け継がれている。その意味で「エコロジカルな正義」とは、「環境に対する正義」に相当すると言えよう。

だが、このような考え方は、人間以外の環境に独立した価値が内在しているという前提を受け容れず、正義とは徹頭徹尾人間社会に内在する価値でしかないと考える人々からすれば、「カテゴリーの誤り (category mistake)」でしかないことになる（Vincent, 1998:126=ヴィンセント, 2002:170）。ヴィンセントはこのような立場から、「環境正義」というカテゴリーが「誤り」であると断じたが、それは、「エコロジカルな正義」と「環境正義」を同一視した結果にほかならない。P. ローとB. グリーソンのように、人間以外の自然環境に独自の価値が内在しているという前提に立つ「人間と他の自然界との間の関係をめぐる正義」を「エコロジカルな正義」、「人々の間で行われる環境の分配をめぐる正義」を「環境正義」と呼び分けるなら（Low & Gleeson, 1998:2）、前者は明らかに「環境に対する正義」だが、後者は明らかに「環境のための正義」であり、ヴィンセントが「カテゴリーの誤り」と見なしたのは前者であって後者ではないからである（Vincent, 1998:120-137=ヴィンセント, 2002:162-190）。したがって、私たちは、〈人間社会に内在する環境のための正義〉という意味で「環境正義」を捉え、そこにおける環境

池田：環境社会学における正義論の基本問題

のあり方と社会の正義のあり方との相関を問うという視点を採用するのが妥当だと考えてよいであろう。そこで以下では、〈環境に対する正義という意味でのエコロジカルな正義〉は「環境正義」のカテゴリーに含めないこととする。

このようにして環境正義から「エコロジカルな正義」を除外するというのが、争点 [1] の二つ目の問題、すなわち、環境正義の正当性の根拠を人間社会の内部に限定すべきか、それとも人間以外の自然界もしくは生態系にまで拡げて考えるべきかというジレンマに対する、環境社会学において妥当だと思われる視点のとり方だここでは主張しておきたい。おそらく、「人間特例主義パラダイム (HEP)」から「新しいエコロジカルなパラダイム (NEP)」へのシフトにこそ環境社会学の独自性があると考えられる立場からは、このような視点のとり方に反論が投げかけられるであろう。だが、純粹の規範理論ならいざ知らず、私たち人間が環境に関して行う行為の実践をとおして実現する規範の根拠として環境正義を捉えようとするならば、人間以外の種にまで正義の正当化の能力を拡大して認めることは議論を無意味に混乱させることにしかつながらないことは明らかだと思われる。

3.3. 視点 [2] : 功利主義的環境正義

争点 [2] を契機として構築される環境正義は、環境のあり方の正しさは、その環境から便益を享受する人間が社会全体の多数を占めていれば実現されていて、逆に、損害を受ける人間が多数を占めていれば実現されていない（不正義な状態にある）、という考え方が軸になって形づくられている。あらためて指摘するまでもなく、これは功利主義の核心にある「最大幸福原理 (the greatest happiness principle)」として知られているアイデアである。

おそらく、環境を人間が便益を享受する手段として捉える（さらには、そのようにしか捉えない）こうした功利主義的な考え方には、環境社会学者も含めて環境に関心をもつ多くの人々が反感を抱くであろう。だが、アメリカで比較的最近環境社会学の入門書を著わした M. M. ベルが言うように、「ほとんどの現代的なものの考え方は功利主義的なアイデアに基づいている」のであり、そのことを私たちはもっと謙虚に自覚するべきである (Bell, 2004 : 118)。経済学的な思考法については無論だが、社会学的な思考法にも、環境に関する私たちの考え方の中にも、功利主義は私たちが考えている以上に強い影響を及ぼしていることは明らかである。たとえば、「圧倒的多数の人々がそこから便益を享受している環境は、ごくわずか損害を同じ環境から被っている人々がいるとしても、正義に適っている」という価値判断に対して、それを首肯する人、あるいは反論を正当化できない人は、功利主義の影響下にあると見て間違いのないと言えるだろう。そして、実際に多くの環境政策がこのような価値判断に依拠して正統化されていることも、紛れもない事実である。

しかし、功利主義は最大幸福原理のみに還元し得るような単純な思想ではない。そこには、環境正義の正当化の根拠として簡単に否定しきれない複雑な要素が組み込まれている。それについては、4.3. で詳述する。

3.4. 視点 [3] : 分配正義としての環境正義

争点 [3] を契機として構築される環境正義は、環境の正しいあり方は環境から諸個人にもた

らされる便益が社会全体に公正に分配されるときに実現されているという考え方を軸として形づくられている。したがって、そこからは、環境正義を分配正義として捉えるという視点が浮かび上がってくる。言うまでもなく、分配の公正を正義論の核心に据えたのはロールズであった。ロールズ自身が正義に適う社会において公正に分配されなければならないと考えたのは、「社会的基本財 (social primary goods)」すなわち、「合理的な人間であるならば、他に何を手に入れたと考えていようと、手に入れることを望むと想定されるもの」であり、具体的には「権利と自由、機会と権力、収入と富、自尊心の社会的基礎」などを意味している (Rawls, 1971: 92)。そこには、直接環境という財はリストアップされていない。しかし、安全で快適な環境を享受する可能性がそれら社会的な基本財を手に入れる可能性と深く結びついていることは明らかだと言える。

ロールズは、功利主義が社会における効用の総和の最大化のみに関心を向け (最大幸福原理)、効用が社会の中でどのように分配されるかにほとんど無頓着であることを批判し、その対案として分配正義を正義論の核心に据えたのである。その点は、4.4. で再度検討することにする。

3.5. 視点 [4] : 環境をめぐる受動的不正義の是正としての環境正義

争点 [4] を契機として構築される環境正義は、環境の正しいあり方は環境に関する法や規則への違反が行われないことには還元できないという考え方を基本に据えている点に最大の特徴がある。逆に言えば、そこには環境の不正義は環境に関する法や規則への違反のみに還元できないという視点が組み込まれている。意図的に法やルールに違反して環境の破壊や汚染を引き起こすのは明らかな不正義にちがいない。だが、それに対して、自分は環境に関する社会の法やルールに従っていても、誰か他者によって環境に関する「悪事が行われていることを防ぐことができ、またそうすべきであったにもかかわらず、それを防がないこと」も不正義にほかならないという考え方がある。これは、J. シュクラが「受動的不正義 (passive injustice)」と名付けたものである (Shklar, 1990: 5)。

受動的不正義には、犠牲者にしかわからず、周囲の人々や加害者に気づかれにくいという特徴もある。そのためにシュクラは、「受動的不正義に関しては犠牲者の声が最初に聞かれなくてはならない」と主張している (Shklar, 1990: 81)。このような受動的不正義の是正を正義と見る視点は、環境正義を捉えるうえで特に重要な意味をもつと思われる。なぜなら、環境の不正義が行われているところでは、しばしば犠牲者の声が封殺され、そのために周囲の人々に気づかれず、結果的に社会の中で黙認されてしまうからである。

以上のように、環境社会学において構想されるべき環境正義論は、次の四つの視点に立つ必要がある。第1に、それは環境正義と社会の正義との予定調和を前提として多元的なコミュニティに内在する個別主義的な正義のあり方のみに関心を向けるべきではなく、多元的な諸コミュニティに横断的に適用可能な普遍主義的な正義の理論を志向すべきであり、同時に、〈人間社会に内在する環境のための正義〉という意味での「環境正義」に焦点を絞るべきであって、〈環境に内在する正義〉という意味での「エコロジカルな正義」の理論は射程から外すべきである。第2に、環境社会学的環境正義論は、功利主義的正義論の視点を批判的かつ慎重に内在化すべきである。第3に、それは分配正義の理論を視野に組み込む必要がある。そして第4に、それは環境の破壊

池田：環境社会学における正義論の基本問題

や汚染による被害が気づかれないことの不正義、気づかれても不作為のまま放置される不正義としての「受動的不正義」の是正という意味の環境正義という視点を内在化しなければならない。そこで次節では、以上四つの視点を備えた環境正義論の環境社会学への適用可能性を順次検討してゆくことにしよう。

4. 環境社会学における環境正義論の四つの課題

4.1. 環境社会学の背後仮説としての四つの環境正義論

環境社会学ではこれまで環境正義論が正面から議論されることはあまりなかった。しかし、それは環境社会学が環境正義論とまったく無縁だったことを意味しているわけではない。むしろ、ほとんどの環境社会学的研究には、何らかの環境正義論がいわゆる背後仮説として埋め込まれていて、明示的に捉えられていなかっただけである。

そのような観点から振り返って見ると、生活環境主義や共同体主義的コモンズ論には、多元的かつ個別主義的なコミュニティの正義として環境正義を捉える視点が埋め込まれている。社会的ジレンマ論は、明らかに功利主義的正義論の見地から環境正義を捉えている。受益圏-受苦圏論は、分配正義としての環境正義を背後仮説としている。その点は、アメリカの狭義の「環境正義」論も同様である。被害構造論は、必ずしも特定の正義論を内包しているわけではなく、コミュニティの正義としての環境正義と分配正義としての環境正義を同時に組み込んでいる。だが、被害構造論は文字どおり「被害」を直視しようとする志向性が強いいため、環境をめぐる受動的不正義の是正としての環境正義の視点を内在化する可能性をもっていると見ることもできる。そこで以下、環境社会学においてこれら四つの環境正義論を明確に内在化するための課題を検討してみよう。

4.2. コミュニティの環境正義とグローバルな環境正義をつなぐ公共性の環境正義

生活環境主義とは、環境を捉えるうえで、自然環境や近代技術ではなく、「地元の人たちの生活のシステムの保全をもっとも大切とみなす」考え方である（鳥越，2004：66）。したがって、そこでは、地域住民の環境に関する「言い分」とか考え方が環境に関して常に正しいという判断が最優先されることになる。さまざまな自然環境や森林あるいは景観なども、地域住民が共同で利用し管理するコモンズ的利用によってもっとも適正に保全されるという考え方があるが、そのようなコモンズ論においても、地域住民が環境に対してもっとも正しい関わり方ができるという価値判断が前提とされている。その意味で、生活環境主義とコモンズ論は、明らかに第1のタイプの環境正義、すなわち、多元的で個別主義的なコミュニティの環境正義を背後仮説としていると言えよう。

環境をめぐる問題がコミュニティの内部だけで解決できるなら、おそらくこのような環境正義論も相応の妥当性をもち得るだろう。だが、すでに述べたように、環境はコミュニティの内部に包み込まれているよりも、隣接するコミュニティと越境的につながっていることの方がよほど一般的であり、異なる複数のコミュニティを越え、行政区画や国境さえ越えて、結果的に地球規模

で対処されねばならない問題にまで発展する場合も少なくない。近年、「グローバルな環境正義」が関心の的となっているのはそのためである。

このように考えれば、多元的で個別主義的な環境正義論だけでは、現実の環境問題に迫りきれないことは明らかであろう。コミュニティに正義ありとする思想を仮に「コミュニティの正義論」あるいは「共同体の正義論」と呼ぶことができるとすれば、現代の空間的には地球規模に拡大し、時間的にも世代を超えた持続性が想定されるようになった今日の環境をめぐる議論の文脈においては、さまざまなスケールの「公共性の正義論」、すなわち、越境的な時空間における多元的で個別主義的な幾多のコミュニティの正義をめぐる対立や紛争のなかからしか構築され得ない正義論の方が重要視されなければならないことは論を俟たないと思われる⁽⁷⁾。

4.3. 功利主義的環境正義

社会的ジレンマ論とは、多くの個人が利得を増やすためにもっとも合理的な行動をとると、その結果、社会全体が利得の減少に行きついてしまうというジレンマ状況をモデルとして環境問題を捉えようとするアプローチである（船橋，2003：190-197）。それは、個人の利得追求行動を分析単位とし、社会全体の利得の増減を問題にしているという点で、功利主義と思考方法を共有している。したがって、社会的ジレンマ論には、功利主義的正義論が背後仮説として潜在していると見なすことができるだろう。

とはいえ、功利主義は社会的ジレンマ論に限らず、正義論全体にもっとも大きな影響を及ぼした思想にほかならない。功利主義とは、一般化して言えば、社会全体の福利の増進が実現できることを社会が正義に適うことと見なす思想である。そこでは、社会全体の福利の達成度を意味する〈効用 (utility)〉が最大化されることが正義と同一視される。したがって、功利主義の始祖として知られるベンサムが言うように、そのような正義に適う社会を実現するためには、私たち一人ひとりが「社会全体の幸福を増大させる傾向を、それを減少させる傾向よりも大きくする」行為に務めなければならない（Bentham, 1945=ベンサム, 1967：83,）。

だが、社会全体の効用の増減は、諸個人によるそのような行為の集合的な帰結としてしか示されない。これが、功利主義に最も特徴的な思考方法としての帰結主義（consequentialism）である。この帰結主義ゆえに、私たちはまず個人の効用を最大化するように務めるしかない。社会全体の効用が増えるか減るかは、その結果において知ることしかできないからである。

こうして個人として自己の効用を最大化できる人々が増えるほど、結果的に社会全体の効用も増加し、最大化に近づいてゆくことになる。そして、最大多数の個人が自らの効用を最大化することによって社会全体の効用も最大化されるなら、その社会は結果的に正義に適う状態に到達すると考えられる。これが、功利主義の真髄と目されている最大幸福原理にほかならない。

功利主義はさらに、一人の人間の幸福の程度は他のすべての人間一人ひとりの幸福の程度とまったく同等に尊重されねばならないという規範を内包している。したがって、幸福の程度（効用）の計算においては、「誰でも一人として数え、誰も一人以上に数えてはならない」という原理が適用されねばならないことになる。これが、平等参入原理である。

最後に、功利主義はしばしば個人の効用を最大化することを自己目的として正当化している利己的な思想として非難されることがあるが、本来功利主義とは公共政策の基本原則として構想さ

池田：環境社会学における正義論の基本問題

れた思想であり、その意味で、今日の環境正義論においても正当な評価と継承の余地は残されていることを敢えて付言しておく⁽⁸⁾。実際に功利主義と呼ばれている思想には様々な亜種があるから、必ずしも一義的に定式化することはできないが、その最大公約数的な特徴は以上の4点（帰結主義、最大幸福原理、平等参入原理、公共政策原理）にまとめることができるだろう（松嶋，2005：9）。

社会的ジレンマ論は、個人的な利得追求の集合的帰結に見られるジレンマを強調し、最大幸福原理が否定される状況をモデル化しているが、思考様式としては功利主義をかなり忠実に踏襲している。もっと言えば、それは、合理的には最大幸福原理が実現されなければならないのに、それが実現されない不合理を合理的に説明しようとしているモデルにほかならないから、基本的な社会の正しさ、すなわち最大幸福原理が実現されることが社会の正義に適うことだという規範を基本的な前提としている点では、功利主義の規範とまったく異なるところはない。そういう意味で、社会的ジレンマ論の背後仮説としての環境正義論は功利主義のそれだと言ってよいであろう。

功利主義的正義論は、ロールズの社会契約論的正義論を中心に大きな批判にさらされてきた正義論でもある。したがって、社会的ジレンマ論が背後仮説として内包する環境正義論も、そのような功利主義批判に照らして検討されなければならない。そのためには、まずロールズ正義論からの功利主義批判に目を向けなければならないだろう。

4.4. 分配正義としての環境正義

アメリカから発信された環境正義運動の正当化の根拠となった狭義の環境正義論や日本の環境社会学が生み出した一つのアプローチとしての受益圏-受苦圏論は、正義論の系譜としてはロールズの分配正義論を踏襲していると思える。なぜなら、それらはいずれも開発行為など人間の環境に対する作用によって環境に生ずる変化からもたらされる便益と損害が社会の中で不平等に分配されることに焦点を当て、その実態解明を通して、環境をめぐる便益と損害の分配の不公平や偏りを是正することを環境正義が実現されることと見なす考え方を共有しているからである（Agyeman, Bullard & Evans, 2003；6-7／船橋，2001：38）。

ロールズ自身は環境と正義の関連についてはほとんど語っていないが、彼の正義論が環境正義論に最も大きな影響を及ぼしたと思える。ロールズ正義論は、周知のように、当時の正義論に対して支配的だった功利主義的正義論への批判を企図したものであった。したがって、ロールズ正義論の特徴は功利主義批判の論点に照らして整理するのが適切であろう。

ロールズによれば、功利主義は、一見すると個人主義的でリベラルな思想のようだが、実際には個人を社会全体の効用の最大化のための「手段」としてしか捉えないから、「個人の個性に鈍感」な思想である。そのため、「ある人々にはより高い生涯の見通しを与え、それを相殺する（counterbalance）ために、すでに不利な状態におかれている他の人々には、より低い生涯の見通しを与える」という事態が生ずることを許す。すなわち、功利主義は、「一個人にとっての選択の原理（＝効用の最大化原理）を社会にまで拡張することによって……諸個人間にある差異を深く受け止めない」（Rawls, 1971：27, 183）⁽⁹⁾。

そこでロールズは、個人の個性性に敏感で、諸個人間の差異を深く受け止めることのできる分配正義の原理を構想する。その結果として提示されたのが、「正義の二原理」のうちの「格差原

理 (difference principle) であった。格差原理の要諦は、「社会的経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益となること」である (Rawls, 2001=ロールズ, 2004: 75)。

この格差原理については、A. センをはじめ様々な立場から多くの批判が浴びせられている。センは、ロールズが「社会的基本財」の多寡によって格差を測定し、個人間比較をしようとした点を批判し、「社会的基本財の多寡では捉えきれない仕方では恵まれない立場に立たされている人たちが存在し、その人たちが自由の値打ちの低さにいくら苦しんでいようとも、社会的基本財を個人間比較のベースとして用い続ける限り、格差原理をいくら振りかざしたところで、ロールズの理論は自由の値打ちの差異を是正できない。もしロールズが自由に関心を寄せたいのであれば、社会的基本財のような自由の手段にのみ関心を集中させるのではなく、ある人が実際に有する自由の範囲に直接目を向けるべきである」と言う (Sen, 1990: 115=若松, 2003: 141)。この点は、環境正義論にロールズの分配正義論を取り入れるうえでも批判的に検討されねばならないだろう。

だが、環境正義論の理論的拠りどころとしてロールズの分配正義論と格差原理を新たに評価しようとする動きもある (Bell, 2004: 287-306)。確かに、受益圏-受苦圏論でも、便益と損害の不正な分配を不正義として是正することが環境正義の実現だと考えるなら、受益と受苦の格差に焦点を当てないわけにはゆかないであろう。その場合、ロールズの格差原理を考慮に入れることは不可避の手続きとなるにちがいない⁽¹⁰⁾。

4.5. 受動的環境不正義の是正としての環境正義

環境問題は何よりもまず加害-被害関係のメカニズムを社会構造の中から解明しなければ、その解決の方途も見出せないという視点に立つ環境社会学のアプローチが、加害-被害構造論である。今日、地球温暖化問題のような加害-被害構造を明らかにし難いと言われる地球規模の環境問題がクローズアップされ、水俣病に象徴される地域限定型で加害-被害構造が明確な公害の記憶や歴史がともすれば風化されがちな状況にある中で、環境問題とは正確に言えばあくまで「公害-環境問題」であり、加害-被害構造の解明は環境社会学の基本的な課題とされねばならないという視点は、今こそあらためて再認識されるべきであろう (飯島, 2001: 1-32)⁽¹¹⁾。

このような被害の実態解明に焦点を当てるアプローチは、被害者が直面している不正義が社会の中で気づかれ、是正されなければならないにもかかわらず、気づかれもせず、よしんば気づかれたとしても何らの対処もされずに黙認され放置されてしまうような受動的な不正義こそ是正されねばならないという正義論を背後仮説として受け容れるものと思われる。

被害者の発見とそれによる被害の実態解明は、実は環境問題の文脈において特に困難な課題である。それは、公害-環境問題の被害は、しばしば、(特に初期段階においては) 被害者=犠牲者にしかわからないからであり、したがって、他者によって気づかれ難いからである。しかし、だからこそ、シュクラーが言うように、そのような「不正義に関しては犠牲者の声が最初に聞かれなくてはならない」のである (Shklar, 1990: 81)。

ロールズの分配正義論を批判したセンも、「正義の観念が一番大きな意義を有するのは……明白な不正義の正体を明らかにするときである」という (Sen, 1999: 287=セン, 2000: 331)。

池田：環境社会学における正義論の基本問題

不正義の正体は被害者＝犠牲者を直視することからしか明らかにできないであろう。センはまた、その独自の選択理論において、選択と願望のズレに注目し、「個人はその願望どおりに選択するとは限らない」と言う。そして、そのズレが「選択抑制 (choice inhibition)」としてあらわれるという。選択抑制とは、たとえば、失業保険の給付を受けたいという願望を失業者がもっている場合でも、その失業者が社会的なスティグマを恐れるあまり給付申請を行わないという選択である。この選択抑制という概念は、公害－環境問題の場合にも、とりわけ重要な意味をもつであろう。公害や被爆の認定制度には、この選択抑制の問題が必ず付随していると言っても過言ではないからである。それが、被害という不正義を二重に気づかれにくくする要因にもなっているのである。

環境社会学における加害－被害構造論は、このような受動的不正義の是正としての正義論を自覚的かつ積極的に導入することによって、さらなる理論の精緻化をはかることができると思われる。

5. 結語：中範囲の規範理論に向けて

以上のように、環境社会学はこれまで背後仮説として暗黙裡に依拠してきた大別して四つのタイプの環境正義論、すなわちコミュニティの正義論とグローバルな正義論を結びつける公共性の正義論としての環境正義論、功利主義的環境正義論、分配正義としての環境正義論、受動的不正義の是正としての環境正義論を自覚的かつ批判的に掘り起こし、理論的に内在化する必要がある。

規範理論としての「ジャスティスの社会学」の構想を示したパイオニアとも言うべき齊藤友里子は、「正義と社会との関係」は「社会が正義を定義し、正義が社会のあるべき姿を定義し返すプロセスとみなすことができる」としたうえで、両者の「この相互影響過程に関する経験命題の提出が、正義の経験理論の課題である」と言う（齊藤，1998：170）。環境社会学は、経験的な環境問題研究との絶えざるフィードバックによって理論構築を試みてきたところに本領がある。したがって、私たちの社会が環境正義をいかに定義し、逆に環境正義が社会のあるべき姿をいかに定義するかを相関的かつ経験的に明らかにすること、すなわち、いわば「中範囲の規範理論」としての環境正義論を構築することは、環境社会学が取り組むに相応しい重要な課題なのである⁽¹²⁾。

注

- (1) 本稿は、2004年12月11日に武蔵工業大学で開催された第30回環境社会学会セミナーのシンポジウム「環境をめぐる正当性／正統性の論理——時間・歴史・記憶——」における討論者としての発言にもとづくものである。このとき筆者は、「正当性（正当化）」と「正統性（正統化）」は明確に区別すべきであり、むしろ環境社会学はその二つの「ズレ」をこそ問題にしなければならないと主張した。ただ、本稿は正当化の前提としての正義論に焦点を絞ったため、そこで強調した「ズレ」の問題は後景に退いている。
- (2) この問題提起は、上記シンポジウムのコーディネーターとして司会を務められた鬼頭秀一氏から示されたものである。

- (3) アメリカから1980年代に発信された「環境正義 (environmental justice)」論が日本の環境社会学者の間でも注目されてきたことからすると、このような評価には異論の余地があると思われるかもしれない。だが、2.3. で指摘するように、アメリカの環境正義論は、環境をめぐる正義を全面的にカバーするような議論ではなく、〈環境をめぐる便益－損害の分配の社会的公正としての正義〉という、環境をめぐる正義の一局面をカバーしている議論にすぎないから、ここでは「狭義の環境正義論」と見なす。また、アメリカの「環境正義」論者の間では、日本におけるその紹介も含めて、正義論そのものに踏み込んだ検討はほとんど見られない。
- (4) 捕鯨をめぐる日本と諸外国との対立から最近では知床の世界遺産指定にからむトドの保護をめぐる漁業関係者からのクレームにいたるまで、人間以外の種との関わりにおける正義 (規範の根拠) はますます大きな問題になりつつある。だが、正義論の多くはまだ人間社会に内在的な正義に主な関心を向けており、人間以外の動物や自然界にも適用可能な正義論の試みはマイナーである。正義論に最も大きな影響を及ぼしたロールズも、自然や動物は「正義の理論の領域外に」とあり、そこまで自らの正義の原理を「拡張できるとは思わない」として、自然界への正義論の拡張には否定的な姿勢を貫いている (Rawls, 1971 : 512)。
- (5) M. M. ベルは、このような農薬のリスクを例に挙げながら、幸福の最大化を正義と見なす功利主義と公正の最大化を正義と見なすロールズの正義論とを明解に対比して、「功利主義は、100万分の1の確率の発癌リスクをもつテクノロジーであっても、より多くの人々の幸福がそのテクノロジーによって増大するのであれば、それを (正しいものとして) 受け容れる」と言う。そして、それが幸福の最大化を正義と見なす功利主義の限界であり、リスク分配の公正の最大化を正義と見なすロールズの正義なら、発癌確率の多寡にかかわらずそのようなテクノロジーは受け容れられないと言っている (Bell, 2004 : 120)。
- (6) 最近わが国では多くの地域で、地元住民や地権者自身が見向きもしなくなった山林に、外部から、環境のため、あるいは水源保全のために何とか管理しようという様々な介入が行われるようになっていく。そこでは、地元の地域共同体に森林環境の管理を委ねていけば間違いはないという伝統的な考え方はもはや通用しなくなっている。
- (7) ここで「公共性」というのは、理念としての公共性でもなければ、公権力の支配基盤という意味での公共性でもない。あくまで、多様な複数の諸コミュニティ、諸社会に横断的に、さらには世代を超えて共通の規範の根拠を構築し適用できる社会関係の基層を意味している。それは、イメージ的に言えば、ローカルからグローバルまで重層的に刺し貫く伸縮自在の公共性である。
- (8) 功利主義の系譜の中でも J. S. ミルの思想には、今日の環境社会学が内在化するに相応しい多くの示唆に富む正義論が組み込まれている。まず、ミルの功利主義は人間が最大化すべき最も重要な効用を「安全 (security)」と見なしている (ミル, 1977 : 164)。これは、環境リスクが高まった今日の社会にこそ相応しい効用の捉え方である。次にミルは、土地に自生する牧草や樹木のような人間が作り出したものではない自然発生的生産物や、一部の人々の安全な生活が脅かされることを理由に、コモンズ (共有地) の囲い込みに反対した。「成長の限界」の著者たちが有力な論拠とした「定常状態 (stationary-state)」の経済というアイデアも、このようなミルの独自の功利主義から生まれたものである (Mill, 1970 : 116)。
- (9) ある種の功利主義には、すでに不利益な状態におかれている人々に対して、より低い生涯の見通ししか与えないような傾向が確かにある。その典型例は、「コモンズの悲劇」の著者として有名な G. ハーディンの思想に見出すことができる。「コモンズの悲劇」は功利主義的正義論を背後仮設として内包する社会的ジレンマ論のモデルとしても有名だが、ハーディンがその論文でいちばん主張したかったのは、社会的ジレンマの論理そのものではなく、資源の枯渇や環境の悪化の最大の原因は貧しい国々の人口増加なのだから、貧困国の住民には出産の自由を認めるべきではないということであった (Hardin,

池田：環境社会学における正義論の基本問題

1968)。その後、このような論調はさらにエスカレートして、かの有名な「救命艇の倫理 (lifeboat ethics)」すなわち、貧しい国々の大量の人口まで地球という救命艇に乗せれば人類が全滅してしまうから、それを避けるには貧しい人々には救命艇に乗って生き残ることを諦めてもらうしかないという主張に行き着く (Hardin, 1974)。ハーディンは2002年に亡くなるまで、アメリカの環境と資源を守るためにアメリカへの移民を制限する立法を強く求める「人口-環境バランス (PEB)」という圧力団体のリーダーの一人として活躍した筋金入りのエコ・ファシストだったのである (Sferios, 1998)。功利主義は、このような野蛮な環境思想を正当化することもあるということは強調しておいてよいと思われる。

- (10) 格差原理に対しては、最も恵まれない人々の存在のみに配慮し、他の人々の存在を無視する原理にほかならないという批判もある。つまり、ロールズの格差原理には、そのような「道徳的に差別的な特徴」があり、ロールズはそのことに「まったく無頓着である」と批判する向きもある (渡辺, 2001: 180)。だとすればそれは、真の意味における「格差」を捉えていないことになる。したがって、格差原理は格差が直視できるように社会的にリファインしなければ有効な原理とはなり得ないと言うべきかもしれない。
- (11) 地球環境問題においても、加害-被害関係が明確につかみにくいからと言って、それが存在しないということにはならないことに留意したい。京都議定書をめぐる南北対立やとりわけ小島嶼国連合 (AOSIS) の主張に顕著に見られるように、地球温暖化問題においても加害-被害構造があることは明らかであり、それを無視ないし軽視している間は、問題の本質的な解決は遠のくばかりであろう。
- (12) ここで「中範囲の規範理論」としての環境正義論というのは、全体社会に普遍的に適用されているかのように理念的に語られている環境に関する規範の根拠と、個別具体的な社会関係のなかで社会的行為の諸主体が絶えず見つけ出し実現しようとしている環境に関する規範の根拠とのあいだを相互にフィードバックすることによって理論化される環境正義論という意味である。

文献

- Agyeman, J., R. D. Bullard & B. Evans (eds.), 2003, *Just Sustainabilities: Development in an Unequal World*, Earthscan.
- Anand, R., 2004, *International Environmental Justice: A North-South Dimension*, Ashgate.
- Barry, B., 1989, *Theories of Justice*, University of California Press.
- Bell, D., 2004, "Environmental Justice and Rawls' Difference Principle", (in) *Environmental Ethics*, Vol. 26, No. 3: 287-306.
- Bell, M. M., 2004, *An Invitation to Environmental Sociology*, (2nd edition), Pine Forge Press.
- Bentham, J., 1945, *A Fragment on Government and an Introduction to the Principles of Morals and Legislations*, Blackwell=ベンサム, 山下重一訳, 1967「道徳および立法の諸原理序説」『世界の名著 38: ベンサム J. S. ミル』69-210 中央公論社.
- Bramwell, A., 1989, *ECOLOGY in the 20th Century: A History*, Yale University Press. =ブラムウェル, 金子務訳, 1992『エコロジー: 起源とその展開』河出書房新社.
- Ferry, L., 1992, *Le Nouvel Ordre Écologique*, Éditions Grasset & Fasquelle, Paris. =加藤宏幸訳, 1994『エコロジーの新秩序』法政大学出版局.
- 船橋晴俊, 2001「環境問題の社会学的研究」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編『講座環境社会学第1巻: 環境社会学の視点』有斐閣: 29-62.
- , 2003「社会的ジレンマ論」船橋晴俊・宮内泰介編『新訂環境社会学』放送大学教育振興会: 190-209.
- Hardin, G., 1968, "The Tragedy of the Commons", (in) *Science* 162: 1243-48.

- , 1974, "Lifeboat Ethics : The Case Against Helping The Poor", (in) *Psychology Today*.
September : 39-43, 123-26.
- 飯島伸子, 2001「地球規模の環境問題と社会学的研究」飯島伸子編『講座環境社会学第5巻：アジアと世界——地域社会からの視点——』有斐閣：1-32.
- 厚東洋輔・高坂健次, 1998「総論 社会学の理論と方法」高坂健次・厚東洋輔編『講座社会学1：理論と方法』東京大学出版会：15-64.
- Low, N. & B. Gleeson, 1998, *Justice, Society and Nature*, Routledge.
- 松嶋敦茂, 2005, 『功利主義は生き残るか』勁草書房.
- Mill, J. S., 1970, *Principles of Political Economy*, Penguin edition.
- ミル, J. S., 1977, 「功利主義」『世界の思想Ⅱ-6 ミル』河出書房所収.
- Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Belknap, Harvard.
- , 2001, *Justice as Fairness : A Restatement*, Harvard University Press. =田中成明・亀本洋・平井亮輔訳, 2004『公正としての正義 再説』岩波書店.
- 斎藤友里子, 1998「ジャスティスの社会学——政策論の系譜——」高坂健次・厚東洋輔編『講座社会学1：理論と方法』東京大学出版会：165-198.
- Sen, A., 1990, "Justice : Means versus Freedoms", (in) *Philosophy and Public Affairs*, 18 : 111-21.
- , 1999, *Development as Freedom*, Alfred A Knopf. =石塚雅彦訳, 2000, 『自由と経済開発』日本経済新聞社.
- Sferios, E., 1998, "Immigration and the Environments : Eco-Fascism on the Rise?", (in) *Synthesis/Regeneration*, 16.
- Shklar, J., 1990, *The Faces of Injustice*, Yale University Press.
- 鳥越皓之, 2004『環境社会学：生活者の立場から考える』東京大学出版会.
- Vincent, A., 1998, "Is environmental justice a misnomer?," (in) Boucher, D. & P. Kelly, (eds.), 1998, *Social Justice : From Hume to Walzer*, Routledge, London : 120-140. =栗栖聡訳「環境的正義は誤称なのか」バウチャー・ケリー編, 飯島昇蔵・佐藤正志ほか訳, 2002『社会正義論の系譜：ヒュームからウォルツァーまで』ナカニシヤ出版：162-190.
- 若松良樹, 2003『センの正義論』勁草書房.
- Walzer, M., 1983, *Spheres of Justice : A Defense of Pluralism and Equality*, Martin Robertson, Oxford.
- 渡辺幹雄, 2001『ロールズ正義論再説：その問題と変遷の各論的考察』春秋社.

(いけだ かんじ)